

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 政治経済研究所（以下「この法人」という。）定款第8条に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規程」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2 この規程において、特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金（以下「特定資産取得・改良資金」という。）とは、認定法施行規程第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

3 この規程において特定費用準備資金等とは、特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金の総称をいう。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規程に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(承認)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、代表理事は事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) その資金の積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事会の決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(承認)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、代表理事は資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(管理・取崩し等)

第9条 特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録にその名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事会の決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第9条第1項によ

る事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規程第18条に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規程第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する法令の条文の改正等された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年11月18日より施行する。(令和5年11月18日理事会議決)